鎌倉市役所 環境部 ごみ減量対策課
平成 30 年 9 月号

鎌倉ごみ減量通信

『ごみ処理基本計画アクションプログラム』をご存知ですか？

鎌倉市では、平成28～37年度（2016～2025年度）までの10年間における、減量・資源化に関する施策や処理体制などの計画を定めた『**第３次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画**』を策定しています。基本計画に位置づけた施策等を計画的かつ着実に推進するため、毎年度取組むべき具体的な施策を定めているものが『**ごみ処理基本計画アクションプログラム**』（以下、「アクションプログラム」という。）です。

どんなことを定めているの？

市民、事業者、行政が連携・協働して3Rを推進し、焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」を実現するために、平成30年度に策定したアクションプログラムでは、重点的に取組んでいく項目を7つ挙げ、項目ごとに施策を定めています。

詳細は２・３面を！

皆様にご協力いただいたおかげで…

ごみ焼却量は減少しています！

日頃から
ごみの減量・分別に
ご協力いただき
ありがとうございます！

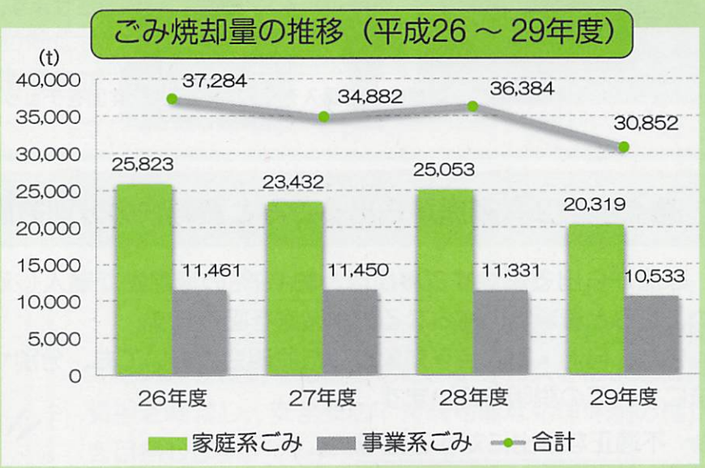

※平成28年度は、クリーンセンターのピット内に残っていた平成27年度以前のごみを自区外処理により焼却したため、焼却量が増加しています。

ごみ焼却量の減少は、市民の皆様の日々のごみ減量へのご協力のおかげです！
この場をお借りして、改めて皆様のご協力に感謝するとともに、今後もごみ減量と分別へのご協力をお願いします。

使ってみよう！生ごみ処理機

生ごみ処理機の購入費を助成します。

非電動型は90%　電動型は75%（いずれも上限4万円）助成します。

助成対象
１世帯につき　電動型は１台、非電動型は２台
※制度利用から5年経過していれば、再度利用できます。
（生ごみ処理機本体、消費税、送料が助成対象です）

直接販売制度

（全体価格の10%の金額で購入できます）

①対象は非電動型５機種
（市役所で実物を見ることができます。）

〈屋外・消滅型〉　〈屋外・堆肥型〉　〈堆肥型〉

②市役所27番窓口で申し込み、納付書を受け取ります。
（月～金 8：30～15：00）

③市役所２番窓口（銀行）で代金を支払った後、27番窓口で控えを受け取ります。

④約２～３週間後にご自宅に配達。配達時に設置方法、使用方法について説明いたします。

購入費助成制度

（後日助成金をお振込みします。）

①生ごみ処理機を購入し、領収書を発行してもらいます。（領収書には、申請者フルネーム、メーカー名、機種名、型番等の記載が必要です。）

②申請書と領収書を、市役所 27 番窓口または各支所の窓口に提出します。（郵送も可）
申請書はホームページでもダウンロードできます。

http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gomi/josei.html

③申請日の翌月末頃、助成金が銀行口座に振り込まれます。

※詳しくはお電話、またはホームページでご確認ください。

夏休み 子ども学習会
ミクロを知って、みんなで地球を守ろう!!

8月１日、８日にNPO法人鎌倉リサイクル推進会議（笛田リサイクルセンター内）の主催で、夏休み子ども向け環境教室が開催されました。参加した子どもたちは、土の中にいる虫や生き物を観察したり、生ごみ処理機の種類や仕組みを勉強したり、実際に生ごみを分解する実験を行いました。

生ごみ処理機を見たり触ったり。

土の中に住む虫を採取、観察。

刻んだ生ごみを土に埋め、水とよく混ぜ合わせます。

1週間後、見事に生ごみが消えていました。

鎌倉リサイクル推進会議

お問い合わせ：鎌倉市　ごみ減量対策課　〒248-8686　鎌倉市御成町 18 番 10 号　電話 61-3396(直通)
HP　http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/
※この通信が不要になりましたらミックスペーパーにお出しください。　※再生紙を利用しております。

重点項目１　家庭での発生抑制の取組み

３Rの取組みのうち家庭における『ごみの発生そのもの』を減らすリデュース（発生抑制）の取組みを拡充していきます。

▶ 家庭における食品ロスの削減

各種広報にて市民への周知・啓発を行い、食品ロスの削減について呼びかけます。

また今年度も引き続き、フードドライブを実施します！

＜食材の便利帳＞
（食品の保存方法に関する冊子）

Check!

「フードドライブ」とは？

家庭で使用しない食材を集め使いたい人や団体に引き渡し、食品ロスを減らす取組みです。

＜フードドライブ＞
（平成29年６月に実施して集まった食材）

▶ 家庭用生ごみ処理機のさらなる普及

ライフスタイルに合った生ごみ処理機のご案内や、初めての方でも安心して利用できるよう活用事例をご紹介します。

また、利用していただいている方に対して、電話で使用状況をお聞きし、必要に応じて利用のコツなどを情報提供し、アフターフォローを行います。

＜家庭用生ごみ処理機の例＞

非電動型
ベランダ de キエーロ
土の力で生ごみを消滅させます。

電動型
リサイクラー
温風で生ごみを乾燥・減容させます。

生ごみ処理機のご購入を検討中の方は、４面をチェック！

重点項目２　家庭から出るごみと資源物の分別徹底

家庭から出る燃やすごみには、約19%の資源物が混入しているため、ごみと資源物のさらなる分別徹底を図ります。

また、自治・町内会を対象にした説明会においても、分別や排出方法についての説明を行います。

▶ 不適正な排出に対する指導

分別が著しく不適正な排出がなされた場合や、ダメシールの貼り付けによる啓発後も不適正な排出が常態化している場合には、内容物調査を行います。

調査により排出者が特定された場合は、訪問による啓発・指導を行います。

重点項目３　新たな資源化

▶ 製品プラスチックの資源化

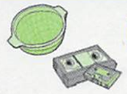

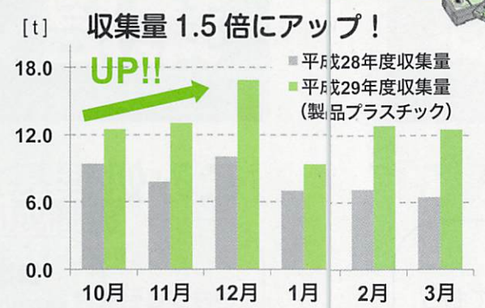

▶ 皮革製品等の資源化

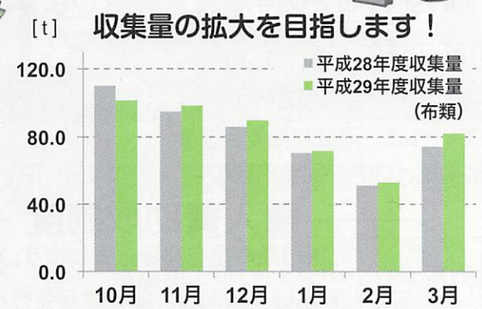

平成 29 年 10 月から製品プラスチックとして収集できる品目を拡大しました。皮革製品等についても、布類として収集できる品目に加わりました。

平成 30 年度は、収集量の拡大を目指し、引き続き周知・啓発に努めます。

アクションプログラム〈重点項目紹介〉

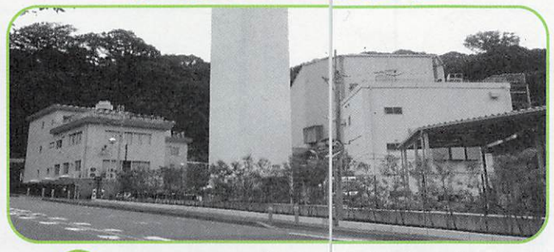
＜名越クリーンセンター＞

目指せ！
ごみ焼却量29,896トン

重点項目４　市民サービスの向上

超高齢社会の到来や行政サービスの向上等を考慮し、高齢者や障害者等に対する収集体制のあり方を検討します。

▶ 一人暮らし高齢者向け戸別収集

ごみの排出に困っている方で現行の「声かけふれあい収集」では対象とならない、一人暮らし高齢者登録をしている方を対象とした戸別収集の導入を検討します。

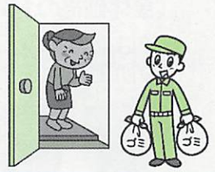

重点項目５　事業所から出るごみと資源物の分別徹底

事業者から出るごみの多くは、鎌倉市一般廃棄物収集運搬許可業者が収集を行っています。当該許可業者と情報共有を図り、事業者のごみと資源物のさらなる分別徹底を図ります。

▶ ピット前検査の実施と分別徹底

ピット前検査を実施し、資源物の混入があった業者に持ち帰り指導を行うなど、分別徹底を図ります。

▶ 訪問調査・指導

事業者に対して、店舗等への直接訪問による調査・分別指導を実施します。

＜ピット前検査の様子＞

重点項目６　事業所から出るごみの発生抑制

事業者から出る『ごみの発生そのもの』を減らすリデュース（発生抑制）の取組みを推進していきます。

＜事業者向けチラシ＞

▶ 生ごみ資源化の促進

食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の情報を提供するとともに、事業系生ごみ処理機の利用拡大を図ります。

＜事業系生ごみ処理機＞

▶ 食品ロスの削減

飲食店への食べ切りメニューの導入やドギーバッグの利用促進など、食品ロスの削減について呼びかけます。

重点項目７　ごみ・資源物の適正処理の推進

▶ 安定的なごみ処理体制の構築に向けて

排出されたごみについては、環境負荷を極力低く抑えた処理を継続するとともに、処理コストによる費用負担を軽減し、安全安心で持続可能な処理体制の確立を目指します。

平成30年度も、引き続き新焼却施設の整備に向けた協議を進めるとともに、２市１町における減量・資源化策の協議や将来の焼却処理のあり方等の検討を行い、安定的なごみ処理体制の構築を図ります。